



## 無利子(第一種)奨学金の追加募集 決定

高教組は昨年、奨学金にかかわるアンケート調査を実施しました。その結果、回答いただいた青年教職員358人中182人が奨学金を利用し、そのうち62人が返済で強い負担感を感じている実態が明らかとなりました。

その実態を受け、昨年の第63次教育研究集会で、大内裕和中京大学教授から「ブラックバイト・奨学金・若者の貧困」と題して講演をいただき、奨学金問題について学習を深めました。

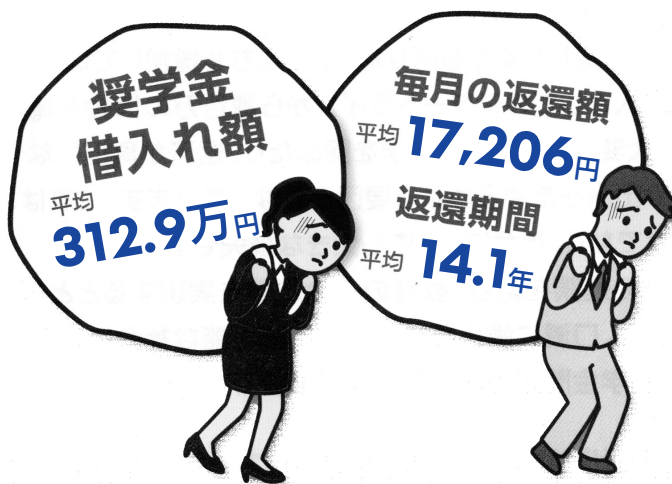
その後、労働者福祉中央協議会（労福協）と連帯し、給付型奨学金の創設や無利子型奨学金の拡大を求める署名運動に広くとりくみました。高教組は5,418筆の署名を集約し、労福協を通じて国に要請しました。（全国では303万筆）

その結果、文科省は10月28日に無利子型（第一種）奨学生の追加募集を決めました。（今回の募集に係る通知を参考までに裏面に掲載しました。）

第1回で有利子型（第二種）奨学生に決定した者も、無利子型への変更が可能です。

この追加募集は、低所得世帯（住民税非課税世帯）の生徒にかかる成績基準を実質的に撤廃したもので一定の評価ができますが、申込期間の短さや提出書類の煩雑さなどの課題があります。

高教組は、今後も給付型奨学金の創設や無利子奨学金のさらなる拡大を求め、とりくんでいきます。これまでのとりくみに感謝いたします。



28文科高第709号  
平成28年10月28日

各都道府県教育委員会  
各都道府県立高等学校長  
各都道府県私立高等学校長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省医政局局長  
厚生労働省社会・援護局局長

文部科学省高等教育局長  
常盤 豊

(印影印刷)

無利子奨学金の低所得世帯の生徒に係る成績基準の質的撤廃について(通知)

平成29年度大学等奨学生採用候補者の推薦については、本日、独立行政法人日本学生支援機構より、無利子奨学生に係る追加推薦の依頼が通知されているところです。

無利子奨学金については、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)に基づき、低所得世帯の生徒に係る成績基準を平成29年度進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての生徒が無利子奨学金を受給できるよう基準を変更しました。

本制度改正は、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の進学の後押しを一層図るために実施するものです。また、無利子奨学金については、来年度から導入される新所得運動返還型が適用されることになり、返還時において負担が軽減されることになると見込まれます。貴職におかれましては、本制度改正の詳細について、独立行政法人日本学生支援機構からの通知(別添)を御確認の上、遺漏のないよう周知願います。

都道府県知事におかれましては、所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会並びに所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、附属高等学校を置く国立大学長におかれましては、管下の附属高等学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれましては、所轄の学校に対して、厚生労働省におかれましては、所管の高等課程を置く専修学校に対して周知願います。

【本件連絡先：高等教育局 学生・留学生課 奨学事業係  
TEL：03-5253-4111 (内線：2521)】

学支奨戦第443号  
平成28年10月28日

各高等学校校長  
各中等教育学校校長  
各特別支援学校校長  
各高等課程を置く専修学校校長



独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 遠藤 勝

(印影印刷)

平成29年度大学等奨学生採用候補者の推薦について(依頼)

本機構業務につきましては、平素より格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。  
平成28年4月5日付け学支奨戦第15号の依頼に基づき、奨学生採用候補者をご推薦いただいているところですが、第2回の募集に併せて、第一種奨学金については、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)を踏まえ、低所得世帯の生徒についての成績基準を実質的に撤廃し、必要とするすべての生徒に対して第一種奨学金を貸与するための基準を変更の上、追加の推薦を受け付けますので、よろしくお取り計らい願います。

この制度改正は、経済的な不安により進学を断念せざるを得ない生徒の進学を一層後押しするため実施するものです。経済的な不安を抱え進学を断念しかけている、もしくは、ためらっている生徒に対し、別添を参照の上、今回の制度改正も含め、本奨学金が貸与制であることをはじめ、制度の内容や手続方法等を十分にご説明いただくとともに、申込みにあたっては、所定の期限までに必要な手続きをとるよう、遺漏のないご周知をお願いいたします。

引き続き、本機構の奨学事業につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先・書類の提出先(学校担当者専用)】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部学資貸与第一課 予約採用係

TEL：03-6743-6037 FAX：03-6743-6670